

【被害の概要】

- ・人的被害 重傷者 1 人(80 代男性,土砂災害により右足負傷)
- ・建物被害 1,683 棟(全壊 6,大規模半壊 14,中規模半壊 105,半壊 457,準半壊 51,
準半壊に至らない 1,035)⇒ 罹災証明書交付 1,324 件
- ・避難(所) 23 箇所(指定 16, 自主 7) 最大避難者数 1,097 人(8 月 3 日 23 時 00 分)
- ・孤立集落 2 集落(小岩内, 貝附)※土砂災害による
- ・インフラ関連等被害
 - 市道(138 路線,187 箇所)
 - 河川・水路(54 路線,70 箇所)
 - 港湾・海岸(海岸線 50Km 漁港流木漂着)
 - 農業(頭首工 40 箇所,ため池 12 箇所,揚水機場 33 箇所,用排水路 354 箇所農道 140 箇所,
農地 655 箇所,農業機械 391 台ほか)
 - 林道(90 路線,328 箇所)
 - 内水面漁業(稚魚死滅,ウライ流出等)
 - 上水道(断水 7,199 戸)
- ・自動車被害 1,372 台(廃車 1,171,修理 201)
- ・事業者 被害総額 12 億 9 千万円(床上 127,床下 18,敷地浸水 25)

【災害救助法の適用】 令和4年8月4日 07 時 30 分 内閣府及び新潟県報道発表

- ・災害救助法による救助(村上市対応分)
 - 避難所の設置、炊出しその他による食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与、住宅の応急修理、学用品の給与、災害ボランティアセンターの設置・運営
- ・災害救助法による救助(新潟県対応分)
 - 応急仮設住宅設置
 - 建設型仮設住宅
 - 大規模な土石流により被災した小岩内区(36 世帯 127 人)に対し避難指示を発令
ムービングハウスを活用し、村上市羽ヶ榎地内(荒川地区公民館駐車場)に 37 棟建設
 - 令和4年8月22日 工事着手
 - 令和4年9月4日 入居説明会
 - 令和4年9月13日 入居開始
 - 令和5年10月1日 小岩内避難指示解除(午前9時)
 - 令和6年1月 1号～5号を除き撤去完了
 - 令和6年12月 1号～5号撤去完了予定(令和6年9月12日から3か月以内)
 - 借上型仮設住宅
 - 浸水等により自宅が大規模半壊等で居住することができない被災者に対して、借上型(民間賃貸)仮設住宅を提供した。 ※入居から最長2年間
 - 令和4年8月23日 受付開始(22 世帯 69 人が入居)
 - 令和6年11月29日 入居から2年間満了